

## 第6回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会 議事概要

●日時：平成26年6月6日（金曜日） 14：00～16：30

●場所：滋賀県庁北新館5階 5-A会議室

●内容：

〔報告〕施策の方向性について

〔議事〕びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

●出席委員：川崎雅史委員（部会長代理）、黒崎道雄委員、佐伯祐二委員、  
柴山直子委員、中嶋節子委員（部会長）、西本柳枝委員、福谷晃委員  
（7名中7名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

（1）施策の方向性について（報告）

【質疑応答】

- 5段階の景観施策をレベルに分けて、当面レベル2の運用を進めること、施策レベル4に向けた課題研究を進めることについて、委員の皆様にも再確認頂いた。

（2）びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

【質疑応答】

1 広域的景観形成基準およびガイドライン（素案）について

（1-1）色彩について

- 色彩の明度の考え方については、文献も集めた上で整理していただいたので、明度3から8でよい。
- 委員一同了解。

（1-2）形態について

- 「デザインが乱雑すぎない」は、デザインの統一性とまとまりを持つことが目的で、「デザインが単純すぎない」は、圧迫感の減少とダウンサイジングレスケール感を全体の周辺景観と調和させる2つの目的がある。
- デザインがシンプルであるということは悪いことではなく、シンプルで画一的なもので面が大きかったりして圧迫感を感じるため問題である。
- 「具体的なイメージをデザインに用いない」は、視覚的な側面や周辺景観との調和を意識してデザインしてくださいということだと思う。この言葉だけでは分かりづらいので、文言を修正すればよい。

- デザインは、ファサード、いわゆる立面のことを指し、乱雑とか単純は、フォルムのこと、形のことである。形態というくくりの中に、「デザインが乱雑すぎないこと」という使い方をすると、何か複雑な説明になっていると感じた。
- 「乱雑」や「単調」という言葉について、個々の建物の形態について指しているのか、建物の集合体として捉えて指しているのか、分かりづらい。
- 意匠を平仮名で聞いたら何のことか分からない。むしろ「デザイン」と片仮名のほうが良いのではないか。「形態について」という表現は、「形態とデザインについて」という表現に変更してはどうか。
- 素材は、色彩と同じで、テクスチャーの問題であるので、「色彩について」のところでもまとめるのが良いのではないか。
- 形態については、一つの建物の形態のことについて言うておけば、周辺にある建物との比較については外しておいてよい。
- 美しい風景をどう見るかは、デザインも素材もトータルに見ると思う。したがって素材とデザインは切り離せないものと思う。
- 形態の基準については、この文章で良い。問題は、考え方の図面と文章が非常に分かり難いことである。
- 反射する素材等についても、色彩同様に反射率という数値で管理できないか。
- 広域的景観形成基準の項だてについても、滋賀県景観計画の景観形成基準の項だてと整合を図る必要がある。
- ◆ 委員の皆様の見解を聴いて、「形態」と「素材」は別立て考えた方が良いと思った。事務局で再考する。

### (1-3) 緑化について

- 緑化の基準が加わったことは、非常に重要な視点だと思う。屋上緑化の事例について、遠景、中景、近景のどれでも良いと思いますので、写真を一つ二つ載せられないか。
- 「郷土種を用いるなど」という、郷土種という言葉に違和感を覚える。ガイドラインとして読んだときに、郷土種というのはどれかという話になるので、「地域の景観特性に合った樹種を選択し」と書いて、その参考資料として、これを付けるのであれば、あえて「郷土種」という言葉を使わなくてもよい。
- 滋賀県景観計画の景観形成基準の緑化措置に係る項で、0.3ヘクタール以上の場合は20パーセント以上の緑化を設けることとなっている。このような具体的な数値が記載されていると分かりやすいと思いますので、参考して、景観計画では、数値が決められていますとかということを記載するほうが分かりよい。
- 高木は非常に重要である。植樹によって建物の存在をいかに和らげるかということが大切で、背景に山並あるときは、背景の自然と屋上緑化なんか借景的に重なりと落ち着いたものになると思う。そして、湖辺側の植生との調和と背景の山並みと

の緑の調和が必要であると思います。つまり、広域的に線としてつながるような緑化が重要であると思う。

- 植栽は、その地域の地質等が重要となるため、土質別のお薦めの樹木を一覧表にすればどうか。

#### (1-4) 素案の総括

- 委員の皆様から頂いた意見を基に、景観形成基準およびガイドライン（素案）ついて、事務局の方でまとめていただきたい。
- ◆ 広域的景観形成基準およびガイドライン（素案）について、委員の皆様からいろいろと意見を頂いた。頂いた意見を基に事務局において正案をまとめ直し、部会長もしくは部会長代理と相談をさせていただきます。そして、県の立場の案を各市景観行政団体に示し協議を進めていきたいと思う。

## 2 広域的景観形成に係る運用方法（素案）について

- ◆ 協議方法【1】と【2】に分けた理由は、増築や色彩の変更等も当然景観に対する影響は大きいですが、特に新築、一から建てるものについては、みんなで協議を行いながら指導する方が良いとして、新築のみを協議方法【1】とした。
- 既に一つの敷地の中に建物が建っており、その敷地に新しい建物を建てる時は、一般的な感覚では新築であるが、建築基準法上は増築になる。建築基準法上の増築は景観影響調査の対象とならないことになる。この様な分け方には少し違和感を覚える。
- 新築と増築というのは、景観に及ぼす影響というのは一緒だと思う。新築と新築以外で協議方法を分けるのは、あまり意味がないと思う。
- 建築基準法上の改築の定義は、建築物の全部若しくは一部を除却し、その後用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。つまり、一般的に新築と思われるようなものでも建築基準法上は改築である。新設、増築、改築、もしくは移転までは少なくとも協議方法【1】に入れたほうが良いと思う。
- 実際、景観影響調査の対象となる建物は、年間どのくらいあるか。
- ◆ 景観影響調査制度ができて以来、独自条例および景観法時代も含め、3、4件程度だと記憶している。
- 1年に1件あるかないかであり、景観に対する意識を喚起するという意味もあって、協議方法を分ける必要がないように思う。全て協議方法【1】で良いのではないか。
- 全ての景観行政団体が景観影響調査を制度として持っているのですか。
- ◆ これから各市景観行政団体に意見照会をしながら、景観影響調査に係る枠組み作っていかうと考えている。

- 協議方法【1】の市間の協議がどのようなものか分からない。建設予定地であるA市と視点場であるB市で意見が分かれた場合、どちらの意見が優先されるのか。県として調整に入る場合、県はどのような立場で調整に入るのかが課題である。
- 必要に応じてA市は県の意見を聞くとしているが、B市にその権利はないだろうかということ疑問に思った。
- ◆ A市とB市とが対等な立場で協議を行うことを念頭には置いている。「必要に応じて、A市は」という書き方は、「A市とB市は」という書き方でも良いのではないかと思う。
- ◆ 協議方法については、まだこれは素案であり、まだまだ整理はされていないということ承知おき願いたい。A市とB市が直接やりとりをするといっても、その場はどこにあるかと言うと、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第7条の「景観行政団体協議会」であると考えており、さらに第8条は「市町への協力要請」で、「知事は、県が実施する県土の景観形成に関する施策の推進について、市町に対して必要な協力を要請することができる」とも書かれている。そのことから、県としても協議の仲裁に入ると考えている。あくまで景観行政団体協議会という場で、A市とB市とでそれぞれ意見を言うていただくというまず場があって、県としては、第8条に基づいて協力を各市に要請するという仕組みがベースにあると思っている。
- A市とB市がやりとりするのではなく、琵琶湖全域の景観を考えたときにどう考えていくのかということが大切であるため、景観行政団体協議会の場で協議することが大切だと思う。その中で、滋賀県が果たす役割があると思う。必要に応じて景観審議会のほうに上がってくることもあろうかと思しますので、できるだけ滋賀全体で話し合えるような仕組みづくりをする方が良いと思う。
- ◆ 素案は、関係市だけが情報を共有するというようなかたちになっているが、県全域の課題として、景観行政団体に加入する自治体全てが情報を共有できるというようなことも、考えていかないといけないと思った。
- 他の景観行政団体からも意見が言えるような仕組みづくり、景観行政団体協議会のメンバーみんなで考えられるような仕組みづくりが理想的であると思った。
- ◆ 当面の施策レベル2が確実に運用できるよう検討していきたい。

以上